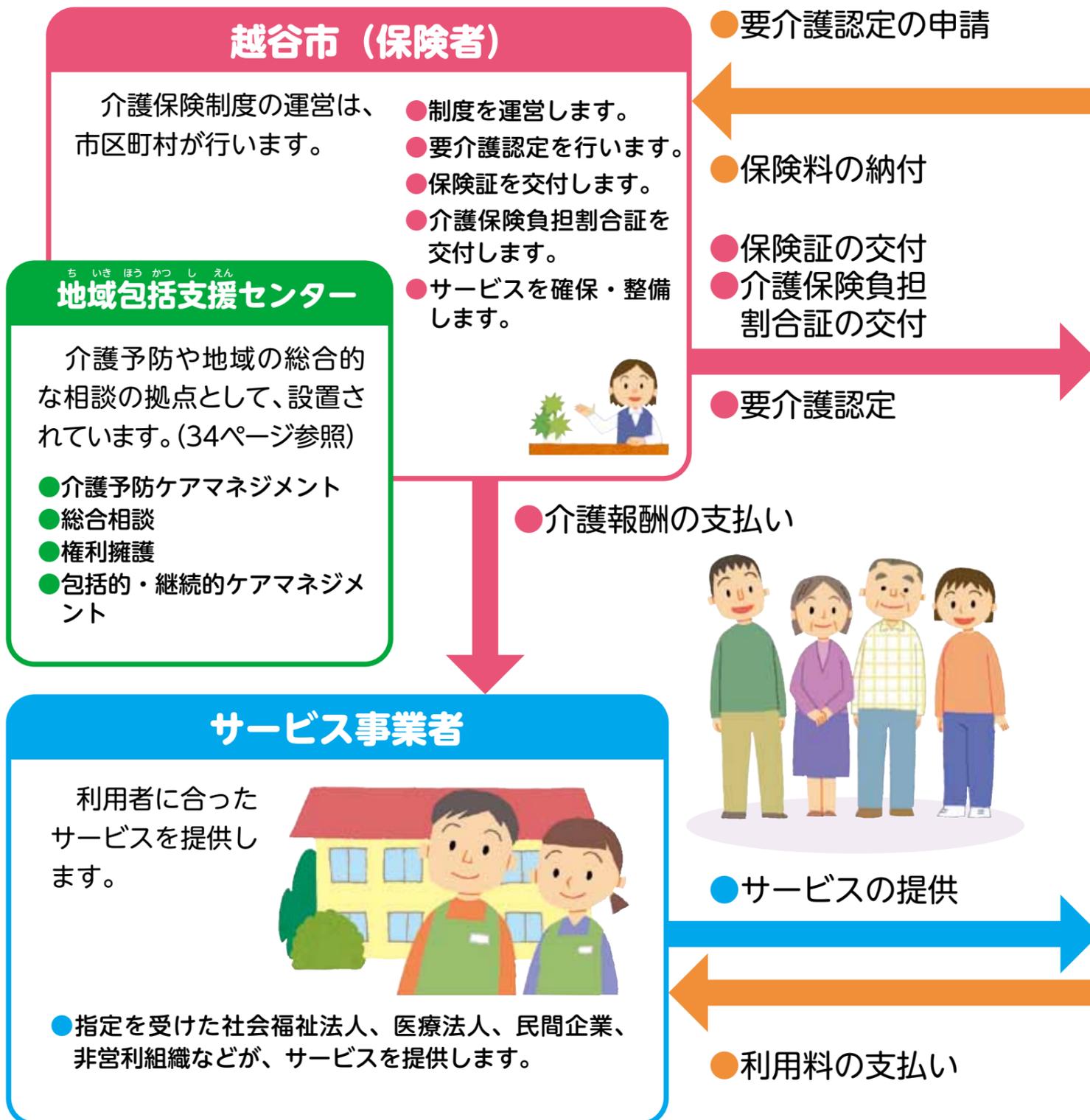


# みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、越谷市が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納めます。介護が必要となったときには、費用の一部を負担するだけでさまざまな介護サービスを受けることができます。



## 介護保険に加入する方（被保険者）

年齢で2つの被保険者に分かります。



### 第1号被保険者 65歳以上の方 サービスを利用できる方

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスを利用できます。



### 第2号被保険者 40歳～64歳の方 (医療保険に加入している方) サービスを利用できる方

第2号被保険者は、下記の特定期病（16種類）により介護や支援が必要となったときに市の認定を受け、サービスを利用できます。

※交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

#### 特定疾病（16種類）

- |   |                                       |                                   |                                      |
|---|---------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|
| ● <b>がん</b><br>(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。) | ● <b>骨折を伴う骨粗鬆症</b>                    | ● <b>脊柱管狭窄症</b>                   | ● <b>脳血管疾患</b>                       |
| ● <b>関節リウマチ</b>   | ● <b>初老期における認知症</b>                   | ● <b>早老症</b>                      | ● <b>閉塞性動脈硬化症</b>                    |
| ● <b>筋萎縮性側索硬化症</b>  | ● <b>進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病</b> | ● <b>多系統萎縮症</b>                   | ● <b>慢性閉塞性肺疾患</b>                    |
| ● <b>後縦靭帯骨化症</b>  | ● <b>脊髄小脳変性症</b>                      | ● <b>糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症</b> | ● <b>両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症</b> |

#### ■介護保険の保険証が交付されます

介護保険の加入者には医療保険の保険証とは別に、1人に1枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。介護保険のサービスを利用するときなどに欠かせないものですので大切に扱しましょう。

- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40歳～64歳の方は、認定を受けた場合などに交付されます。

#### ■介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている方には、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用するときの自己負担の割合（1割、2割又は3割）が記載されています。

- 有効期間は1年間（8月～翌年7月）です。